

甲州市ワイン原料用甲州種ブドウ生産支援補助金交付要綱

平成30年4月1日

制定

改正 平成31年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 告示第74号

(趣旨)

第1条 本市が中核的産地であり、国内外の評価の高まる甲州種ワインの原料である甲州種ブドウの安定した生産量の確保及び産地の持続に資するため、市内に住所及び圃場を有する原料用甲州種の生産者に対し、予算の範囲内においてワイン原料用甲州種ブドウ生産支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内に住所及び圃場を有する者であって、市内に事業所を有するワイン製造業者（この条において「市内ワイナリー」という。）とワイン原料用甲州種ブドウ（以下「原料用甲州種」という。）の栽培契約（契約栽培に準じた栽培を含む。）を行っているもの及び各地区生産出荷団体組合を經由してフルーツ山梨農業協同組合を通じて市内ワイナリーに原料用甲州種を出荷しているものとする。

(補助金の対象事業及び経費)

第3条 補助金の交付対象事業は面積がおおむね5アール以上の圃場において実施する原料用甲州種を栽培するためのブドウ平棚の修繕（張替え）事業及びブドウ平棚用簡易雨除け設置事業とし、補助対象経費は次に掲げる経費とする。

(1) ブドウ平棚の修繕（張替え）に係る資材（小針、ステンレス針金、つか杭、コンクリート柱等）購入費

(2) ブドウ平棚用簡易雨除け設置に係る資材購入費

2 補助金の交付を受けて前項に規定する事業を実施する場合は、原料用甲州種の栽培面積が対象圃場全体の70パーセント以上でなければならない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、対象圃場1箇所につき1年度当たり1回のみとする。

(補助金の対象期間)

第5条 補助金の交付は、平成30年度から令和6年度までに施工する事業を対象とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、ワイン原料用甲州種ブドウ生産支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告等)

第8条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、ワイン原料用甲州種ブドウ生産支援実績報告書(様式第2号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の内容を審査し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書(様式第3号)により、市長に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、

補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、災害の発生、当事者の死亡その他補助事業者の責めによらない理由による場合を除く。

(1) 第2条又は第3条第2項の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 補助事業者は、前項各号の規定により補助金の返還を求められたときは、市長が指定した期限内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第74号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

対象事業	補助金額
ブドウ平棚の修繕 (張替え)	資材購入費の3分の1に相当する額 (上限額5万円)
ブドウ平棚用簡易雨除け設置	資材購入費の5分の1に相当する額 (上限額9万円)

※ いずれも資材購入費のみとし、施工費は対象としない。また、算定した額に1,000円未満の額がある場合は、これを切り捨てる。

